

「生徒指導提要」の改訂と学校に求められる喫緊の課題

千葉県立印旛明誠高等学校長 浅田 勉

1 「生徒指導提要」改訂の経緯

生徒指導に関する小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し、教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、学校・教職員向けの基本書として、平成22年に作成された「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂され、令和4年12月に文部科学省により公表された。これは、いじめ防止対策推進法を始めとする関係法規の成立や組織体制の在り方の変化など、学校・生徒指導を取り巻く環境が大きく変化していることやいじめの重大事態件数や児童生徒の自殺者数が増加傾向にあるなど、課題がより一層深刻化している状況にあることなどを踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性を再整理し、今日的な課題に対応していくためである。

2 改訂の主な内容

(1) 「積極的な生徒指導」の充実

児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実している。

(2) 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

個別課題（いじめ、不登校、児童虐待、自殺、多様な背景を持つ児童生徒への対応等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映している。

(3) 新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

生徒指導全般に係る事項として、児童生徒の発達の支援、チーム学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映している。

3 「生徒指導提要（改訂版）」の構成

「生徒指導提要（改訂版）」は、第Ⅰ部総論と第Ⅱ部各論で構成されている。

第Ⅰ部では、生徒指導の基本的な進め方について、生徒指導の定義や目的、生徒指導と教育課程の関係性、生徒指導を支える組織体制について解説している。

第Ⅱ部では、生徒指導上の次のような課題ごとに章立てを行っている。

いじめ（第4章） 暴力行為（第5章） 少年非行（第6章） 児童虐待（第7章）

自殺（第8章） 中途退学（第9章） 不登校（第10章） インターネット・携

帯電話に関わる問題（第11章） 性に関する課題（第12章） 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導（第13章）

各章のリード文で現状や各章の概要を端的にまとめ、各章の節・項の構成は、以下の内容を基本としつつ、各章の内容に応じて、名称や節・項の構成を変更している。

- (1) 関連法規や基本方針等
- (2) 学校の組織体制と計画
- (3) 未然防止、早期発見・対応
- (4) 関係機関との連携体制

「生徒指導提要（改訂版）」の「まえがき」において「本書が全ての教職員や教育委員会等をはじめ多くの学校関係者に生徒指導の基本書として活用され、学校における生徒指導の一層の充実が図られることを切に願います。」とされているとおり、学校管理職が学校経営方針を定める上での拠り所としたり、教育委員会の担当者が所管する学校の指導をする上での資料としたり、生徒指導主事を中心とする教職員が生徒指導の手引きとして活用したりする上での総合的な参考資料、まさに「生徒指導の基本書」と言える。

特に、第Ⅱ部は、学校現場で日々生徒指導上の課題に接している教職員にとって、「個別の課題に対する生徒指導」として、各個別課題について、関連法規や対応の基本方針に照らしながら、未然防止や早期発見・対応といった観点から、指導に当たっての基本的な考え方や留意すべき事項等について詳細に示されており、直面する課題について述べられている章を辞書のように読むことによって確実に解決の糸口が得られるようなガイドブックとしての機能を備えている。中でも新採用から間もない教職員には是非手元において日常的に開いて見てほしい。また、関係する章を切り取って、公民、保健体育、家庭などの教科や道徳、学級活動、総合的な探究の時間の教材としても活用することも必要である。さらに、教職を目指す学生にとっては生徒指導の分野にとどまらず、教員採用選考試験に向けて教職全般に関する参考書となるだろう。

4 デジタルテキスト化

今回の改訂の一つの目玉として、教職員や教育委員会等の担当者だけでなく、医療や福祉、警察、司法等多くの学校関係者に読まれ、活用されることを想定して、関連情報に容易にアクセスできるようにするなど、読み手の活用のしやすさを考慮して、デジタルテキストとして文部科学省のホームページに公表した点が挙げられる。

デジタルテキストとしたことによって、目次やしおりから各ページに飛ぶことができるようになるとともに、文章中には、記載内容の参考となる法令、通知、ガイドライン等の名称にリンクを貼り、当該法令等が閲覧できる外部サイトに飛ぶように設定されている。文章中の専門用語等特定の単語から脚注に飛び、用語の解説を確認でき、デジタルテキスト内で語句検索を行うことができる。最後に索引をまとめており、索

引から各用語の関連ページに飛ぶこともできる。

これまでこうした公文書を読む時の煩わしさとして、参照すべき法令の条項が挙げられていてもわざわざ別に法令集等を開いて当該条項を確認しなければならなかったり、注が打ってあってもいちいち章末や巻末の当該ページを開かなければならなかったりして、元の本文に戻った時にはそこまでの論旨の流れを見失ってしまっていたりすることがあったが、そうしたことがなくなり、本当に普段使いの資料として、大変利便性が高まっている。是非文部科学省のホームページからダウンロードして日常使用するPCのデスクトップに置いておくことをお勧めする。

ただし、1点だけ残念なのは、デジタルテキスト化したことを受けて、改訂版は、印刷や製本等を行わないという点で、多くの関係者が生徒指導のバイブルとして手元において活用する使い勝手を考えるとやはり冊子としての刊行が期待される。

5 学校に求められた当面の課題

「生徒指導提要（改訂版）」が公表されたことによって、学校は、当面の課題として、第I部第3章の「3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制」「3.6.1 校則の運用・見直し」に基づいて、校則の運用・見直しについてなるべく早い時期の対応が求められることとなった。少し長くなるが該当部分を以下に引用する。

3.6.1 校則の運用・見直し

(1) 校則の意義・位置付け

(略)

(2) 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられます。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。

(3) 校則の見直し

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学

校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要がないか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいと考えられます。また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます。そのためには、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。

なお、校則の見直しに関して、例えば、以下のような取組により、校則に向き合う機会を設けている学校や教育委員会もあります。

① 学校における取組例

- ・ 各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論。
- ・ 生徒会やPTA会議、学校評議員会において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取。
- ・ 児童生徒や保護者との共通理解を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明。

② 教育委員会における取組例

- ・ 校則の内容、見直し状況について実態調査を実施。
- ・ 学校等の実態に即した運用や指導ができているか等の観点から、必要に応じて校則を見直すよう依頼。
- ・ 校則を学校のホームページへ掲載するとともに、校則について生徒が考える機会を設けられるよう改定手続きを明文化するなど、児童生徒・保護者に周知するよう依頼。

(4) 児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す

際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

以上に示した「生徒指導提要（改訂版）」の内容を踏まえて、ここで学校に求められている具体的な課題をまとめると以下のようなになる。

- ・校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように、学校のホームページ等に公開しておくこと。
- ・児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するために、制定した背景等についても示しておくこと。
- ・校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくこと。
- ・校則の点検や見直す際には、何らかの形で生徒・保護者が関わり決定できる取組を行うこと。

これらの課題を解決するためには、どのような点に留意し、どのような取組をして行くべきか、次に具体的に挙げていきたい。

(1) 校則見直しの規準

校則を運用する際には、何のために設けたのか、その背景や理由についても知り、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになることが求められているのであるから、校則を策定したり、見直したりする際には、その校則を制定するに至った背景や理由、意義について、児童生徒が納得するような形できちんと説明できるかどうかを規準とすべきである。その上で、まず、背景や理由、意義について説明できない規則をなくすことが校則見直しの第一歩である。

校則を学校のホームページに公開したり、保護者や地域の学校関係者に校則についての意見を尋ねたりする際にも制定した際の背景等を示すことが求められており、一つ一つの校則全てについて、制定した際の背景や理由、意義を示すこと自体が大変な作業となることが考えられる。そうした意味からも校則の数を絞り込んでおくことは今回の校則の見直しにあっては欠かせないことである。

(2) 校則の策定・見直しの手続き

ア 児童生徒の参画

児童生徒が参画して、校則を策定したり、見直したりする手続きについては、例えば、生徒会の会則等で定められている場合が多い。一般的な校則改正の流れを追うと概ね以下のようなになるだろうか。

(ア) 各学級のホームルーム会議で校則等の規則の策定や見直しについて議論し、案を策定する。

(イ) 各学級の代表であるホームルーム委員長、生徒会役員、各委員会の委員長などからなる、評議委員会などと称する会議に提案され審議を経て、案として決定される。

(ウ) 評議委員会の発議を受け、生徒総会の審議を経て、承認を受ける。

「校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくこと」については、手続きの在り方は定められていながら、児童生徒に周知されていないというのが実情であって、例えば、年度初めのオリエンテーションの場で説明したり、生徒総会前のホームルーム会議の議題として予定に組み込んでおいたりすれば良いのである。

また、「生徒指導提要（改訂版）」にもあるように、「校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄」であるので、生徒総会の承認を受けても、会則には必ず「本会の活動は全て校長の承認を得なければならない」といった付則などが設けられていて、実際に改正が実現するには、職員会議での審議を経て校長の決裁を受ける必要がある。今回の改定では、この段階での判断の規準を改めることが求められているのである。（１）で述べたとおり、制定した際の背景や理由、その意義を適切に説明できないような校則については、絶えず見直しを行っていくべきなのである。

ただし、「生徒指導提要（改訂版）」では、校則の見直しに当たっては「学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて」「改めて学教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか」を判断すべきであることも指摘されており、当然のことだが、校長をはじめとする教職員による社会的客観的な視点に基づく規準も必要であり、生徒の要望を無条件で認めるといったことではない。そうした社会的客観的な視点に基づく規準を教職員が持つための研修が必要になるだろうし、保護者や地域の学校関係者からの意見聴取の重要性も高まるのである。

自分たちで決めた校則を守らない児童生徒はいないだろうし、全ての校則について制定するに至った背景や理由、意義について、児童生徒が納得して、主体的に校則を遵守しようとするのならば、もう校則を守らせることばかりにこだわり、違反した児童生徒に注意をすることに追われる必要もなくなる。児童生徒と職員が互いに尊重し合う関係が醸成されやすくなるとともに、生徒指導上の負担が軽減し、学校における働き方改革にもつながるのである。

イ 保護者や地域の学校関係者からの意見聴取

保護者や地域の学校関係者から意見を聴取した上で校則を策定したり、見直したりする機会を持つことは、学校に対する理解が深まり、チーム学校としての指導体制を確立することにもつながる。

保護者や地域の学校関係者に、校則の内容や制定した背景、理由、意義について周知するには、やはり学校のホームページ等に公開しておくことが一番有効な手段と考える。校則について理解を深めた上で聴取をする方が当然有効な意見を得ることにつながる。

具体的な意見聴取の方法としては、保護者については、PTAの組織があれば、これを活用して、学級単位、学年単位、PTA総会と協議を重ねながら意見を吸い上げることができる。調整をするための校則検討委員会などを組織として設けてもよい。学校評価アンケートの一環として校則全般についての意見を聴くこともできる。また、一つ一つの校則の可否についての意見などは、保護者のスマートフォンから入力フォーム等を活用して収集すると後の処理にも手間がかからなくてよいだろう。いずれにしても一方的な批判だけが上がってくるような結果は避けたいので、質問の内容や尋ね方に工夫が必要である。

地域の学校関係者については、なかなか難しいが、広く一般に意見を寄せてもらっても対応し切れないので、範囲が限られてしまうが、学校評議員会や学校運営協議会の委員を対象に意見聴取を行うのが妥当であろう。委員選考の際に年齢や職業、所属団体等に偏りがないように留意すれば、一定の多様性は担保できるはずである。

保護者や地域の学校関係者から校則について意見を聴取し、校則の見直しを行うことは、とかく児童生徒と教職員だけでは見落としがちな、地域の状況や時代の要請、社会常識の変化等を踏まえる上で、大事な手立てだと考える。

令和5年1月10日